

## 松田町寄地区移住促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松田町寄地区に移住し、同地区において住宅を取得した子育て世帯及び若年夫婦世帯等を支援することで、同地区における少子高齢化を抑制し地域活性化を図るため、予算の範囲内において寄地区移住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 取得住宅 専ら自己の居住の用に供するために、新築又は売買により取得された住宅をいう。ただし、別荘等の一時的に使用するもの及び賃貸を目的とするものは除く。

(2) 居住 相当の期間にわたり、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する住宅に、当該居住者が住民基本台帳に記録されていることをいう。

(3) 中古住宅 第1号に規定する取得住宅のうち、過去に住居として使用されていた住宅をいう。

(4) 寄地区 松田町の町域のうち松田惣領、松田庶子、神山及び寄字一番1番から寄字二番130番地までを除いた区域のことをいう。

(5) 移住者 転入前に継続して1年以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による他の市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に記録されていた者で、転入日から2年を経過していないものをいう。

(6) 子育て世帯 取得住宅の所在地に住民票を異動した

時点において小学生以下の子ども（胎児を含む。）が同居する世帯をいう。

（７） 若年夫婦世帯 婚姻の届出が受理された夫婦で、夫婦のいずれかが４０歳未満である世帯をいう。

（８） 実家 ２親等以内の親族が所有する住宅

（９） Ｕターン者 過去に町内に居住し、継続して１年以上住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第５条の規定による他の市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に記録された後に再度町内に転入した者であって、転入日から２年を経過していないものをいう。

（交付対象者）

第３条 奨励金の交付を受けることができる者は、令和６年４月１日以降に寄地区内に住宅を新たに建築若しくは購入した移住者又は同地区内にある実家に入居したＵターン者であって、次の各号すべてに該当するものとする。

（１） 子育て世帯又は若年夫婦世帯であること。

（２） 取得住宅又は実家の所在地に住民票を異動していること。

（３） 取得住宅又は実家に１０年以上居住すること。

（奨励金の額）

第４条 １世帯あたりの奨励金の額は、５０万円とする。

２ 子育て世帯については、小学生以下の世帯員１人につき３０万円を加算する。

（奨励金の交付申請）

第５条 申請者は、奨励金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

（１） 取得住宅又は実家の所有者が確認できるもの（建物の登記事項証明書の写し等）

（２） 申請者が移住者の場合は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条第５項又は第７条の２第５項に規

定する検査済証の写し（取得住宅が中古住宅であり、購入時に売主から同書類の交付を受けていない場合は、売買契約時の重要事項説明書の写し）

（３）小学生以下の世帯員が胎児である場合は、母子手帳の写し

（４）前号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

２ 前項の交付申請は、１世帯あたり１回限りとする。

（交付申請の基準日及び期限）

第６条 奨励金の交付申請となる基準日及び期限は、次のとおりとする。

（１）申請基準日は、住宅を取得した日又は取得住宅若しくは実家の所在地に住民票を異動した日のいずれか遅い日とする。

（２）申請期限は、前号の基準日から６月以内とする。

（奨励金の交付決定）

第７条 町長は、第５条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件に該当し適当と認めたときは、奨励金交付決定通知書（第２号様式）をもって通知する。なお、奨励金を交付しないときは、奨励金不交付決定通知書（第３号様式）により、通知するものとする。

２ 本奨励金は、交付申請の時期が事業完了後であるため、規則第１７条の規定により、実績報告及び奨励金の額の確定の手続を省略するものとする。

（奨励金の交付請求）

第８条 前条の交付決定を受けた者が奨励金の交付を請求しようとするときは、奨励金交付請求書（第４号様式）を町長に提出しなければならない。

（決定の取り消し及び奨励金の返還）

第９条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該奨励金の交付決定を取り消すことができる。

( 1 ) 奨励金の交付申請に虚偽があったとき。

( 2 ) 正当な事由がなく、奨励金の交付を受けてから 10 年を経過する前に、取得住宅に居住しなくなったとき。

( 3 ) この要綱及び関係法令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、奨励金交付決定取消通知書（第 5 号様式）により、申請者に通知しなければならない。

3 町長は、奨励金を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、奨励金返還通知書（第 6 号様式）により、期限を定めて返還を求めるものとする。

(適用除外)

第 10 条 第 3 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の適用を受けることができないものとする。

( 1 ) 松田町暴力団排除条例（平成 23 年松田町条例第 2 号）に定める暴力団員及びその者を含む世帯に属する者

( 2 ) 町内で実施される公共工事に伴う移転補償により補てんを受けた取得住宅

( 3 ) 住宅の取得に係る費用について、他の制度の公的住宅扶助を受けている場合

( 4 ) 交付申請時において、町税並びに使用料等の滞納がある者

(他の町制度との併用の取扱い)

第 11 条 この要綱に定める奨励金は、松田町住宅取得促進奨励金交付要綱（平成 23 年松田町告示第 20 号）による奨励金及び松田町二世帯同居等支援奨励金交付要綱（平成 27 年松田町告示第 15 号）による奨励金と併用して交付を受けることができないものとする。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し  
必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

この告示は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適  
用する。